

第7編 港湾編

第 7 編 港湾編

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1. 本編は、三重県が発注する港湾工事について適用する。なお、港湾局所管海岸工事については、本公共工事共通仕様第 3 編海岸編によるものとする。
2. 本編に定めがない事項については第 1 編共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。

第 2 節 適用すべき共通仕様書

港湾工事に適用する共通仕様書は、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。ただし、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」第 1 編共通編第 1 章総則については適用せず、本公共工事共通仕様書第 1 編共通編第 1 章総則を適用するものとする。

なお、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」と本公共工事共通仕様書が整合しない事項については、監督員と協議するものとする。